

地域未来投資促進法に基づく「鹿児島県基本計画」の概要

1 策定主体県及び市町村（全 43 市町村参加）2 計画期間平成 29 年 9 月 29 日から平成 34 年度末まで3 主な内容

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

- ・ 「かごしま製造業振興方針」に基づく重点業種等について、技術開発や新分野への進出、取引拡大、生産性向上等に係る支援を行うことにより、製造業の振興を図り、加えて関連する産業（農林水産業等）へも経済的波及効果を及ぼすことを目指す。
- ・ 「明治維新 150 周年」等全国的なイベント等の機会を捉えた様々な関連施策の展開等により、観光業の振興を図り、加えて関連する産業（小売業、製造業、農林水産業等）へも経済的波及効果を及ぼすことを目指す。

(2) 対象とする地域経済牽引事業について

① 対象とする産業分野

ア 本県のエレクトロニクス、メカトロニクス等の産業集積を生かした電子関連産業分野

イ 県内企業が保有する機械加工等の技術力を生かした自動車関連産業分野

ウ 本県のさつまいも、豚等の農林水産物を活用した食品関連産業分野

エ 本県の食品関連産業・電子関連産業等の集積により蓄積された技術力を生かした健康・医療関連産業分野

オ 本県の電子部品製造等の技術力を生かした航空機関連産業分野

カ 県内市町村等が運営するインキュベートルーム等の施設を活用した情報通信関連産業分野

キ 本県の森林・海洋などの自然環境を生かした環境・エネルギー関連産業分野

ク 本県の世界自然遺産、世界文化遺産等の観光資源を活用した観光関連産業分野

② 地域経済牽引事業計画の経済的効果

地域経済牽引事業の実施により、計画期間を通じて次のア・イの効果が見込まれること。

ア 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業による付加価値の増加（3,207万円）

イ 地域の事業者に対する相当の経済的効果（以下のいずれか）

- ・ 地域経済牽引事業を実施する事業所と促進区域内（県内）の事業所との間の取引額の増加（1%以上）
- ・ 地域経済牽引事業を実施する事業所の売上の増加（8%以上）
- ・ 地域経済牽引事業を実施する事業所の雇用者数又は雇用者給与等支払額の増加（2%以上）

様式第 1 (第 1 条第 1 項関係)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

平成 年 月 日

経済産業大臣 名
〇 〇 大臣 名
都道府県知事 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名



地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について承認を受けたいので申請します。

地域経済牽引事業計画

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施時期

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

--

(2) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)
(関連する業種)
(事業の実施背景 (これまでの経緯))
(今後の具体的な事業内容)
(事業の目標)
(付加価値創出額)
(その他)

--

(3) 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合は、当該事業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに当該事業者の役割

	①名称、②住所、③代表者名	④役割
1		代表者
2		
3		
4		

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

--

(5) 地域経済牽引事業の実施時期

(実施の時期)			
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
(実施スケジュール)			
取組事項	平成 年度	平成 年度・・・	平成 年度 (最終年度)
①			
②			
③			

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法
事業者ごとに別紙1-1に記載

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(見込み)
(算定根拠)

(注) 地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果(取引額又は売上、雇用者数、給与支払額のいずれか)を達成する見込みであることを記載すること。

II 任意記載事項

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

別紙1-2に記載

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

別紙1-2に記載

3 一般社団法人が法第22条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

--

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

--

(3) 法第22条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

--

4 補助金等交付財産の活用に関する事項

--

5 法第24条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

--

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
- 2 地方公共団体の長(地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。)の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙1-1 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

年度	調達先 費用	借入金	自己資金	その他 ※1	合計	備考 ※2
	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					
	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					
	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					
	合計					

※1 都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。
 ※2 金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度を利用する要望があるときは、その旨を備考欄に記載すること。

別紙 1-2 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項、地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

施設の概要	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	現況		

※「土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は都市計画法に規定する市街化調整区域に当該地域が含まれているかを記載すること。

